

宇奈月温泉スキー場の通年化利用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の名称

宇奈月温泉スキー場の通年化利用に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

宇奈月温泉スキー場において、令和3年に通年化を進めることを方針決定したところですが、宇奈月温泉スキー場を通年にわたり有効活用し、宇奈月温泉の魅力アップにつなげていくに当たり、市場の動向や事業アイデア、民間事業者の意向等について広くご意見をお聞きし、民間事業者との連携による通年化の活用の可能性を探るために「サウンディング型市場調査（以下「調査」という。）」を実施します。

今回の調査は、構想提案型と位置づけ、事業の構想検討、事業発案を主目的として利活用アイデアをお伺いするものであり、次回以降の調査の実施要項や、今後の事業化や事業手法を検討決定に活かしていくものであります。また、今後行う調査等により公募型事業として進める場合は、具体的な公募条件（案）を示し、実施する予定です。

3 調査の対象

(1) 名称

宇奈月温泉スキー場（以下「スキー場」という。）

(2) 所在地

黒部市宇奈月温泉字大原5738番地

(3) 敷地

面積約75,000㎡（うち市有地 約33,104.95㎡、民有地 約42,025.41㎡）

なお、過去にゲレンデとして使用していた区域にあった借地は、土地賃貸借契約を解消しております。

(4) 関係法令

- ア 自然公園法 公園区域外
- イ 森林法 保安林指定地外
- ウ 都市計画法 都市計画区域内非線引 用途地域指定なし
- エ 文化財保護法 埋蔵文化財包蔵地の所在なし

(5) 道路

スキー場敷地に中島スキーセンター横で市道大原台線が接続しており、その延長で林道別又僧ヶ岳線がスキー場下部からゲレンデ内を通過しています。

(6) 施設の現況

ア リフト設備

第1ペアリフトは、通年化に向けて安全バー等の整備工事及び北陸信越運輸局へ認可申請中です。

区分	距離	高低差	運転速度	乗車人員	搬器間隔	搬器数	設置年月日
第1ペアリフト	359.9m	104.5m	1.3m/秒	2人	10.4m/8秒	70台	S59.12.25
第3ペアリフト	313.5m	85.9m	1.6m/秒	2人	12.8m/8秒	49台	H9.12.20

イ 市有建築物

管理事務所 昭和59年築 1階：スキー学校 2階：事務室
公衆トイレ 昭和59年築
圧雪車格納庫 2棟

ウ 駐車場

スキー場営業期間中において、地鉄駐車場（第1ペアリフト乗場まで徒歩5分）を使用しております。

エ 民間事業者所有建築物

ゲレンデに隣接して民間事業者所有のスキーロッジ（中島スキーセンター、ロッジうえだ）があります。中島スキーセンターは、冬季はレストランやレンタルスキーの営業、夏季はラフティング・キャニオニングの集合場所に使用されております。ロッジうえだは、通年に渡り使用されておられません。

(7) インフラ設備の概要

- ア 電気 北陸電力
- イ ガス LPガス
- ウ 水道 黒部市簡易水道
- エ 下水道 合併処理浄化槽による対応

(8) 特記事項

スキー場内を関西電力株式会社所有の送電線（黒部幹線154kv、柳河原線154kv）が通るため、周辺は建築物の設置に制限があります。

4 調査の参加資格

事業実施に関心がある法人、複数の法人で形成するグループを対象とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、参加対象者として認めません。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属している団体
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）との関与が認められる等、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係を有する団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

5 調査内容及び調査（対話）の場で伺う内容

民間事業による実施、事業の一部に公費を含む提案や役割分担により市が行う事業を含む提案も可能とします。

使用可能エリアの全部または一部を使用するものとしますが、旧ゲレンデ、大原台自然公園管理棟や平和の像周辺を使用する提案も可能とします。ただし、大原台自然公園管理棟や平和の像周辺は僧ヶ岳県立自然公園（第三種特別地域）及び保安林（土砂流出防備）に指定されており、提案に含めるときは、自然公園法や森林法等の関係法令との整合性に留意ください。また、ゲレンデ内を林道が通過しており、除雪終了後の春季から秋季に掛けてのスキー場営業期間外は通行可能な計画としてください。

本調査の内容としては、以下の項目を予定しています。自由なアイデアをご提案いただき、各項目についてご意見をお聞かせください。調査（対話）時にご提出いただく資料（任

意様式) には、最低限(1)～(5)の項目について記載をお願いします。

- (1) 事業の可能性
- (2) スキー場敷地において提案する事業の内容
- (3) 施設整備及び施設運営主体（施設整備と施設運営を同一の事業者が行う、事業の提案のみなど）
- (4) 利用を予定する範囲
- (5) 採算性（独立採算が可能、運営経費の一部に公費を含むなど。収支計画があればなお可）
- (6) 事業を実施する場合の立地に対する評価（強み・弱み）
- (7) 既存リフトを使用することに対する考え
- (8) 既存建築物の利活用の有無、用途
- (9) 地域との関わり方
- (10) 事業に当たっての市への要望
- (11) その他

※資料の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、ご提出いただいた資料の返却はいたしません。

6 現地見学会

調査の実施に先立ち、希望者に現地見学会を実施します。

期間 令和6年1月29日（月）13時から16時まで（事前に希望の時間をお知らせください。）

申込は、エントリーシート（様式2）に必要事項を記入し、Eメールに添付の上、期間内にご提出ください。メールの件名は「現地見学会参加申込」としてください。

申込期間 令和6年1月22日（月）17時まで

申込先 黒部市商工観光課山岳公園係 syoukoukankou@city.kurobe.lg.jp

7 調査（対話）

(1) 日時

令和6年2月26日（月）9時から16時30分まで（1事業者ごと30分から1時間程度）

原則として、上記の日時で実施しますが、都合が悪い場合は、別途ご連絡ください。

調査（対話）時に「5 調査内容及び調査（対話）の場で伺う内容」に記載の内容の資料のご提出をお願いします。

(2) 会場 黒部市役所2階201会議室（Zoom等使用も可能です。）

(3) 方法 直接対話

(4) 申込

宇奈月温泉スキー場の通年化利用に関するサウンディング型市場調査「秘密保持について」（別記）に同意の上、エントリーシート（様式1）、質問シート（様式3）に必要事項を記入し、Eメールにて期間内にご提出ください。メールの件名は「対話参加申込」としてください。

申込期間 令和6年1月9日（火）から令和6年2月13日（火）17時まで

申込先 黒部市商工観光課山岳公園係 syoukoukankou@city.kurobe.lg.jp

※現地見学会不参加の場合でも、調査（対話）にご参加いただけます。

8 黒部市が現時点で想定する利活用イメージ

下記に示すイメージはあくまで例示であり、これを基に施設方針とせず、必要に応じて見直すこととします。これらのほかの幅広いアイデアを募集します。

- (1) スキー場としての機能を確保しながら、通年にわたり長く愛され、繰り返し行きたくなる施設や使い方を提供する。
- (2) 黒部峡谷・宇奈月温泉の観光客が滞在を延ばして楽しめる整備をする。
- (3) 僧ヶ岳県立自然公園の自然を活かし、アウトドアを核とした使い方を提供する。
- (4) 長時間滞在して、非日常体験を感じられる環境を作る。

9 留意事項

- (1) 調査（対話）参加の扱い
調査（対話）への参加実績は、事業者公募が行われた場合の評価の対象とはなりません。
- (2) 調査（対話）内容の扱い
調査（対話）でお伺いした内容は、利活用手法の検討において参考とさせていただきます。
- (3) 調査（対話）に要する費用
調査（対話）に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (4) 調査（対話）結果の公表
参加事業者名は公表せず、調査（対話）内容等を簡素化し結果概要として会議の場やホームページ等で公表することがあります。

(別記)

宇奈月温泉スキー場の通年化利用に関するサウンディング型市場調査

「秘密保持について」

サウンディング調査(対話)参加予定者(以下、「乙」という。)は、「宇奈月温泉スキー場の通年化利用に関するサウンディング型市場調査」において、黒部市(以下、「甲」という。)が開示する秘密情報の取扱いに関し、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

(総則)

第1条 乙は、甲から提供された本調査に関する資料及び情報(以下、「資料等」という。)を、第三者に一切開示、漏えい又は提供しない。

(秘密保持義務を負う資料等)

第2条 乙が秘密保持義務を負う資料等は、以下のとおりとする。

(1) 本調査のために、甲から提供される資料、甲が保有する資料の閲覧により得られた情報及び甲から口頭により開示された情報

(2) 本調査について、乙から発せられた質問に対する甲からの回答

(秘密保持義務の内容)

第3条 乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、次の事項を遵守する。

(1) 本調査を直接担当する乙の責任者及び担当者(以下、「担当者等」という。)以外には資料等の取扱いをさせないこと。ただし、乙は甲の承諾により担当者等以外の者に取り扱わせることができる。この場合は、乙はその担当者等以外の者の秘密保持について全責任を負うこととする。

(2) 資料等は、乙の管理する場所に厳重に保管すること。

(3) 資料等を複製し、若しくは資料等が化体された文書又は電磁的記録(以下、「文書等」という。)は、資料等と同等のものとする。

(4) 資料等は、担当者等以外に開示しないこと。

(5) 本条各号の事項を遵守するため、担当者等に対して秘密保持に関する管理を徹底させるために必要な指導を行う等、秘密保持について必要かつ合理的な保護手段を講じること。

(6) 資料等を自ら若しくは第三者の利益のために、又は本調査以外の目的で使用しないこと。

(適用除外)

第4条 第1条の規定にかかわらず各号の情報については、乙は甲に対し秘密保持義務を負わない。

(1) 甲から乙に対し、開示、提供を受けた時点又は、乙が知り得た時点で既に公知となっている情報

(2) 甲から乙に対し、開示、提供を受けた時点又は、乙が知り得た時点で乙が所有していた情報

(3) 甲から乙に対し、開示、提供を受けた後又は、乙が知り得た後に乙の責によらず、公知となった情報

(4) 乙が独自に開発した情報又は乙が甲を介さず独自に知り得た情報

(5) 乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(資料等の返還及び破棄)

第5条 乙は、本調査の終了後、速やかに、甲が指定する資料等及び文書等を甲の指示に基づき、甲に返還及び確実に破棄するものとする。

2 乙は、本調査を辞退する場合、速やかに、前号に該当する資料等及び文書等を甲の指示に基づき、返還及び確実に破棄するものとする。

3 乙は、第1号及び第2号に基づき、資料等及び文書等を返還及び破棄する場合は、甲が別途提供する「破棄証明書」を甲に遅滞なく提出するものとする。

(秘密保持期間)

第6条 本書の有効期間は、本調査終了後も有効に存続するものとする。

(権利の不発生)

第7条 甲の資料等の開示によって、乙は資料等に関する情報の所有権の移転や資料等に関する著作権、特許権等の知的財産権の譲渡、実施許諾、使用許諾等の効果の発生を主張しないこと。

2 資料等に関する情報が、乙が作成した文書等に化体された場合であっても、当該情報は、なお甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、事前の書面による甲の承諾を得ることなく、本書により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させないものとする。

(反社会的勢力に関する表明保証)

第9条 乙は甲に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び乙が知る限り自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

（合意管轄）

第10条 本書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。本書に関して生じた紛争については、被告の日本国内にある本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（損害賠償）

第11条 乙は、本誓約に違反することにより甲に損害を与えたときは、甲に生じた損害を賠償する。

（協議）

第12条 本書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲と誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。